

議案第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により別紙のとおり専決処分したため、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

事件

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和3年佐倉市条例第18号）の制定

令和3年5月18日提出

佐倉市長 西田 三十五

専決第 3 2 号

専決処分書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、次のことについて別紙のとおり専決処分する。

1 事件

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

2 理由

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため

令和 3 年 3 月 3 1 日

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第18号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

佐倉市都市計画税条例（昭和33年佐倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第6項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第7項及び第8項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第9項及び第10項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第13項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第14項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第17項中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第37項から第39項まで、第42項、第44項、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第33項から第35項まで、第37項、第39項、第42項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐倉市都市計画税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。